

◆令和6年度介護報酬改定について◆

情報提供 2024.3.19

【公表 HP】

[令和6年度介護報酬改定について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

【告示】

[介護保険最新情報 Vol.1212](#)

本文：別添 1-1 ([こちら](#))、別添 1-2 ([こちら](#))、別添 1-3 ([こちら](#))、別添 1-4 ([こちら](#))、
別添 1-5 ([こちら](#))、別添 1-6 ([こちら](#))、別添 1-7 ([こちら](#))、別添 1-8 ([こちら](#))、
別添 1-9 ([こちら](#))

※検索で引っかけられないため該当頁をお伝えできず申し訳ございません。

【通知（栄養関連の主な改定項目を抜粋）】 ※頁数は文書に印字されているページ番号ではなく、PDFの上部に表示される頁数です

○居宅療養管理指導（通知は[こちら](#)等）P48～49

➡急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある場合に、通常の居宅療養管理指導に追加で2回を限度として算定できる内容を追加。

また、様式例（『居宅療養管理指導（管理栄養士）指示書』と『居宅療養管理指導（管理栄養士）特別追加訪問指示書』）を作成して提示。

※管理栄養士の居宅療養管理指導の対象者を「通院又は通所が困難なもの」から「通院が困難なもの」に変更する改定事項もありますが、

通知上は変更がありません（告示の修正で対応）。

○医療と介護の情報連携に関する評価の新設（通知は[こちら](#)等）P145

➡介護保険施設から医療機関等への情報提供を評価する加算として「退所時栄養情報連携加算」を新設

○再入所時栄養連携加算の対象者の見直し（通知は[こちら](#)等）P146

➡対象者を「入院中に経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となった場合」から「医師が別に厚生労働大臣が定める特別食又は嚥下調整食を提供する必要性を認めた場合」に変更

○リハビリテーション・栄養・口腔の一体的取組の推進

通所リハビリテーション事業所（「リハビリテーションマネジメント加算」；通知は[こちら](#)）P65

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（「個別機能訓練加算」通知は[こちら](#)等）P140

介護老人保健施設（「リハビリテーションマネジメント計画書情報加算」；通知は[こちら](#)）P165～166

介護医療院（「理学療法及び作業療法の注7並びに言語聴覚療法の注5」；通知は[こちら](#)）P382～383

※事務処理手順等の詳細はリハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組に関する通知（[こちら](#)）をご確認ください

➡リハ・栄養・口腔の三領域が共同して計画書を作成し共有すること等を評価（詳細は通知をご覧くださいませと幸いです）

【Q&A】

[Q&A 事務連絡](#)（問 80、問 92、問 93、問 126）